

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)
地域名 (地域内農業集落名)	大南 6 ・ 7 (奥 ・ 萩尾 ・ 下志津留 ・ 上志津留 ・ 月形 ・ 辻 ・ 杉原 ・ 吉野原 ・ 宮尾 ・ 福良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月10日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：集落営農組織… 3

多面的活動取組組織… 2

主な作物等：〔全体〕水稻、露地野菜 〔宮尾地区〕ピーマン、ニラ、〔福良地区〕白ネギ

- ・ 農業用水が不足している。
- ・ 農作物（米）の評判が良いが、収益が少ない。
- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少し、農地の荒廃が懸念される。
- ・ 鳥獣被害（イノシシ・シカ等）がある。※地域で防護柵設置済

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 農業用水確保のための基盤整備について時機をうかがいつつ、水稻及び施設園芸（ピーマン等）を中心とした農業を継続する。
- ・ 担い手不足に対応するため、規模拡大の意向がある集落営農法人へ農地集積・集約化を進める。
- ・ 収益確保のため、耕畜連携による循環型農業の実現について検討する。

〔宮尾地区〕

- ・ 新規・特産化作物の導入…「大分ピーマンファーム」を核とし、ピーマンの産地化・団地化をさらに進めていく。
- ・ ピーマン等の地域特産品について、今後さらなるブランド化を展開する。

〔福良地区〕

- ・ 白ネギ（あまねぎ）の産地化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	293 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	293 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

広範囲で基盤整備事業を実施済であるものの、水路の損傷等により農業用水が不足している。農業の継続や新規就農者等の受入のため、早急な対策が必要である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の情報を共有し、農地利用最適化推進委員等を中心に地域の連携を強化して対策に努める。

①既に当該地区に設置を行っている侵入防止柵のこまめな点検を行う。

〔宮尾地区〕

⑨新規・特産化作物の導入…「大分ピーマンファーム」を核とし、ピーマンの産地化・団地化をさらに進めていく。

⑨ブランド化…「ピーマン粧」でOita Birth（大分市ブランド認証）の認証を受けている。今後さらなるブランド化を展開する。

地域計画の変更にかかる協議

令和7年10月10日

- ・ 目標地図に位置づける者の内容を変更する